

## 岡山市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託仕様書（案）

### 1 業務名

岡山市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託

### 2 業務の目的

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 24(2012)年 3 月に「岡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「実行計画」という。）を策定し、平成 28（2016）年度に、国の地球温暖化対策計画策定や国際情勢等を踏まえて改訂した。その後、地域脱炭素の一層の促進や気候変動適応法成立により適応策の推進が必要になるなど急速な動向の変化を踏まえ、令和 3（2021）年度に中間見直しを行い、「地域気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）を包含する計画とした。令和 5 年度には、ゼロカーボンシティを実現するための道筋を示す「岡山市脱炭素ロードマップ」を策定し、実行計画を補完するものと位置づけた。

また、本市では、平成 31（2019）年 3 月に「岡山市環境保全行動計画（第Ⅲ期）」（以下「行動計画」という。）を策定し、本市の事務及び事業活動から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできた。

これら 2 つの計画期間が、令和 7（2025）年度までとなっていることから、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた削減目標を定め、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するため、「実行計画」（適応計画を含む）及び「行動計画」を一体的に策定する。

### 3 業務委託期間

契約の締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

### 4 計画期間

令和 8(2026)年度から令和 17(2035)年度まで

### 5 業務内容

#### (1) 岡山市地球温暖化対策実行計画の作成支援

環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を踏まえ、計画が作成できるよう、以下について行う。

#### ア 計画策定手順の作成

##### a 計画策定スケジュールは、以下を想定している。

令和 7 年 6 月下旬 計画素案作成

令和 7 年 10 月上旬 計画原案作成

令和 8 年 1 月上旬 計画最終案作成

策定スケジュールを踏まえて短期間で効果的に策定できるよう、詳細な業務スケジュール表を作成し提出する。

- b 計画の具体的方向性について市と協議の上、定める。
- イ 市における環境の現状や実行計画の評価・課題の分析
- a 本市における環境の現状把握や温室効果ガス排出量の最新の現況推計を行い、課題の整理、分析を行う。
  - b 実行計画の進捗状況や達成状況を分析し、課題等を抽出する。
  - c 本市の温暖化対策事業の実績を整理し、効果を分析する。
  - d 現状把握、計画及び事業の評価・課題分析は、計画素案作成までに行う。
- ウ 市有施設のエネルギー使用実態調査及び行動計画の評価・課題の分析
- a エネルギー使用実態調査  
市が所有するデータより、過去のエネルギー使用量・種別等の実態調査を行い、各施設（約 1,800 件）のエネルギー使用特性を把握する。
  - b 省エネルギー診断結果の分析及び対策の検討  
市が所有する 22 施設の省エネルギー診断の結果及び現況を整理、分析し、施設ごとの運用改善、設備更新についての提案を明確なエネルギー削減期待数値により報告する。なお、現況については、受託者が作成した調査票を用いて、市が施設に対して実施する調査により把握すること。
  - c 行動計画の評価・課題の分析  
行動計画における取組状況等を調査・分析し、課題等を整理する。
  - d エネルギー使用実態調査、計画の評価・課題分析は、計画素案作成までに行う。
- エ 情報収集及び整理
- a 計画策定にあたり、国内外の最新の動向や市の関連計画など、計画に反映すべき資料の収集・整理を行う。
  - b 地球温暖化に係る現状、温暖化防止に向けた国際的な取り組み、国、県等社会的情勢の変化や動向、他自治体の先進事例や温暖化対策に関する最新技術、将来の市域の気候予測データ及び適応策について収集、整理を行う。
  - c 情報収集及び整理は、計画素案作成までに行う。
- オ 脱炭素社会実現を見据えた将来ビジョンの検討・作成
- 岡山市脱炭素ロードマップを踏まえ、2050 年ゼロカーボンシティ実現に向けた将来ビジョンを検討し、作成する。
- カ 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標の設定
- a 環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルに基づき、本市の温室効果ガス排出量の最新の現況推計や地域特性、最新の統計値、予報値を基に将来推計を行う。
  - b 市域の温室効果ガス排出量の将来推計や国の地球温暖化対策計画等を踏まえ、市域の温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入目標の設定を行う。

なお、削減目標の設定にあたっては、森林等の吸収源活動による吸収量も算定すること。

- c 市有施設の状態等を踏まえ、市の事務事業におけるエネルギー及び温室効果ガス排出量の将来推計を行う。
- d 市有施設の温室効果ガス排出量の将来推計を基に、温室効果ガス排出量削減目標を設定する。削減目標は、政府実行計画を踏まえて設定すること。
- e 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標の設定は、計画素案作成までに行う。

#### キ 目標達成に向けた施策の提案

イ、ウで分析した課題や本市の地域特性を踏まえ、目標を達成するために必要な以下の取組の具体的施策及びそれぞれの温室効果ガス排出量削減見込み等の効果について提案すること。

- ・再生可能エネルギーの導入促進
- ・省エネルギーの推進
- ・スマートムーブの推進
- ・地域連携の推進
- ・市民・事業者の行動変容
- ・市の率先行動

#### ク 成果指標の設定

カで設定した目標に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項第5号に定める目標を含めた成果指標を設定する。

#### ケ 気候変動適応策及び推進方法の検討

- a 本市における気候の変化や気象現象によって生じた影響の現況について調査し、整理すること。
- b 本市の自然的、経済的、社会的状況や地域特性を踏まえ、将来想定される気候・気象現象の影響について情報を収集し、整理すること。
- c 現状及び将来予測、国や県の気候変動影響評価等を踏まえ、気候変動による影響評価を実施し、比較的影響が大きいと考えられる分野・項目の特定を行う。
- d 将来想定される気候変動の影響に対する具体的な適応策及び適応策の推進方法について検討する。
- e 気候変動における現状の分析や情報収集については、計画素案作成までに行う。

#### コ 計画の推進方法の提案

- a 計画を効果的かつ効率的に推進し、設定した目標や指標を達成するための取組スキームを提案すること。
- b 市職員が、当事者意識をもって取り組める仕組みなど、本市の事務及び事業活動から排出される温室効果ガス排出量削減の実効力を高める進行管理方法を提案す

ること。

- c 現在、本市が所有している市域の温室効果ガス排出量算定ファイルを検証し、必要に応じて算定ファイル及び操作マニュアルを修正する。
- d 市職員が容易に温室効果ガス排出量を算定し、進捗管理や報告ができるよう、以下のマニュアルを作成する。
  - (a) 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)
  - (b) 省エネ法、温対法、フロン法電子報告システム (通称：EEGS (イーグス))」

#### サ 計画素案の作成支援

- a イ、ウの評価・課題の分析、エ、市が実施したアンケート調査結果等をもとに市と協議・検討を行い、令和7年6月下旬を目途に具体的内容を明記した計画素案を作成する。
- b 素案内容は、国の地球温暖化対策計画、岡山市総合計画及び岡山市環境基本計画との整合を図るものとする。

#### シ 計画原案（本編及び概要版）及び最終案の作成支援

- a ワークショップ、庁内会議や審議会等の結果を踏まえて素案を修正し、市と協議の上、令和7年10月上旬を目途に計画原案を作成する。
- b 図、グラフを用いて、デザイン性、視覚性に優れたわかりやすいものにすること。
- c パブリックコメントの結果を踏まえて計画原案を修正し、これに対する庁内会議、審議会の意見に基づき、市と協議の上、令和8年1月上旬を目途に最終案を作成する。

#### (2) ワークショップの企画・運営・結果集約

- ア 令和7年8月に実施予定のワークショップについて、市民の意向を本業務における検討の材料となるよう実施方法を提案（1回開催、参加者20人程度）し、開催する。
- イ 参加者については、受託者で募集する。
- ウ ワークショップで出された意見を集約し、計画原案作成の資料として取りまとめる。

#### (3) パブリックコメントの実施

市が令和7年11月下旬に実施を予定しているパブリックコメントについて、資料を作成し、寄せられた意見を整理するとともに、回答案の作成を支援する。

#### (4) 各種会議の運営補助

庁内会議や審議会（庁内会議：7、10、1月 審議会：8、11、1月開催予定）における資料の作成、会議への出席及び専門的な質問に対する説明、議事録の作成など会議開催の運営支援を行う。

(5) 促進区域等の設定検討について

市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するため、地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項に定められている促進区域等の設定について、実現可能性も踏まえ検討、提案する。

6 その他重要事項

(1) 本仕様書に明記していない事項については、市と受託者が協議の上、決定する。

(2) 受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して、業務の遂行に努めなければならない。

(3) 受託者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。受託者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は、必要最小限に留めなければならない。

万一、情報等に関する受託者等からの外部流出が発生した場合には、受託者等の故意・過失にかかわらず、市又は第三者において発生した損害について、受託者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。

(4) 受託者は、国や市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については市に報告しなければならない。

(5) 受託者は、業務における業務責任者を選任し、市に届出、承認を得なければならない。受託者は業務責任者をもって業務全般にわたる技術管理を行うものとする。

(6) 受託者は、業務の着手及び完了に当たって、岡山市の指定様式により、以下の書類を提出し、岡山市の承諾を得なければならない。

ア 委託の着手時

- a 着手届
- b 委託作業表
- c 業務責任者届
- d その他市が指示する書類

イ 業務の完了時

- a 完了通知書
- b その他市が指示する書類

(7) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

(8) 受託者は、岡山市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打

ち合わせを行う。また、受託者は協議・打ち合わせの都度、記録簿を作成し、概ね1週間以内に岡山市に提出する。

岡山市との協議・打ち合わせについては、軽微な事務連絡を除き、担当者と対面で行う。また、岡山市からの連絡があれば、即日、対応が出来るよう受託者側の業務実施体制を整えておくこと。担当者不在等で対応不可のないようにする。

(9) 受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。

(10) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は岡山市に帰属する。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。

## 7 成果品

受託者は以下のものを成果品として提出する。

(1) 業務報告書

(2) 岡山市地球温暖化対策実行計画（1部・A4判カラー・印刷製本）

(3) 岡山市地球温暖化対策実行計画概要版（1部・A4判カラー・中綴じ）

(4) 市有施設(22施設)の運用改善及び設備更新報告書（1部 A4判）

(5) 市域の温室効果ガス排出量算定マニュアル及びLAPSS、EEGS マニュアル

(6) 上記に係る電子データ1式

※(1)、(4)、(5)は、ワードまたはエクセルファイル形式及びPDFファイル形式を、CD-Rに記録して提出する。

※(2)、(3)は、印刷業者への引渡しにより、直ちに印刷を行える形態及び品質のものとし、ワード、エクセル、イラストレーター等のソフトでのファイルと、それぞれ直接変換したPDFファイル（検索を可能とすること）を、CD-Rに記録して提出する。

(7) 収集資料及びその他指示するもの1式